

【令和8年8月千葉豪雨】

災害により被害を受けた皆さまへ

令和8年8月千葉豪雨により浸水等の被害を受けた皆さまに心からお見舞い申し上げます。被害を受けた方への支援や、事業者への支援についてお知らせします。各支援の詳細はQRコードからご確認ください。

「罹災証明書」、「被災証明書」について

「罹災証明書」、「被災証明書」が必要な方は、申請書を提出してください。申請された方に、被害調査の結果に基づき、証明書を郵送しています。（オンライン申請可）

◆**罹災証明書の対象** 被害を受けた住家（現実に居住のため使用している建物）

◆**被災証明書の対象** 被害を受けた住家以外の建物、車など

※被害状況により、現地調査が必要になります。



各種証明書等の無料交付について

罹災者・被災者を対象とした金融機関の緊急融資や損害保険の申請等で、次の証明書等を必要とする場合は無料で交付します。※コンビニ交付を利用する場合は、手数料の免除はできません。

証明書等の種類	必要書類等
所得課税・固定資産・納税の各種証明書	申請者の本人確認書類（運転免許証等）、委任状（代理人が申請する場合）
住民票・住民票記載事項証明書・戸籍の附票	
印鑑登録証明書	印鑑登録証
印鑑登録	登録する印鑑、登録者の本人確認書類（運転免許証等） ※登録を希望する本人が来庁できない場合は、お問い合わせください。

※罹災・被災証明書の交付を受けている場合は、併せてお持ちください。

問合せ **市民税課（2階）** ☎(20)1577 FAX(20)1609
市民課（2階） ☎(20)1502 FAX(20)1600
本納支所 ☎(34)2111 FAX(34)4113

農業者支援について

被害を受けた農業者に対して、復旧のための資金繰りを支援するため、千葉県農業災害対策資金（貸付制度）が発動されました。



問合せ **農政課（6階）** ☎(20)1526 FAX(20)1604

住宅に甚大な被害を受けた方に対する住まいの確保に関する支援制度について

◆**応急修理** 住宅の応急的な修理費の一部を支援します。

◆**賃貸型応急住宅** 応急仮設住宅として、民間住宅を借り上げて提供します。

※制度ごとにそれぞれ制限、要件等があります。



問合せ **建築課（8階）** ☎(20)1588 FAX(20)1606

土砂等の崩落による被害を受けた方へ

住居等へ土砂等が流入し、生活に支障を来す場合において、土砂等を撤去する費用の一部を補助します。

◆**対象** 居住している住宅敷地内の崩落土砂等を撤去する方（空き家、農地への崩落は対象外）

◆**補助額** 土砂等撤去費用の10分の3以内（補助上限額30万円）

※保険金や他の補助金を受領した場合は、補助額から受領額を差し引いた額とします。

また、撤去費用が5万円に満たない場合は対象外です。

◆**申請期限** 令和9年2月26日㊤（土日・休日・年末年始を除く）

問合せ **土木管理課（7階）** ☎(20)1537 FAX(20)1605